注記

1 重要な会計方針に係る事項

令和2年度より、地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成している。

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法による。

・主な耐用年数

構築物50年機械及び装置10~20年工具、器具及び備品4~17年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法による。

・主な耐用年数 施設利用権

45年

(2) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当及びこれに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する金額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(3) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。

2 貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は748,549千円である。

3 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

地方公営企業法施行規則第55条に規定するリース会計に係る特例を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。